保護具着用管理責任者研修

開 催 の ご 案 内

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和５年４月１日から順次施行）により、化学物質のリスクアセスメントを行い、その結果に基づく措置として労働者に保護具を使用させるときは、**「保護具着用管理責任者」の選任が必要になりました。**（※令和６年４月１日施行）

同責任者は、「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」として、労働衛生コンサルタントや第一種衛生管理者、衛生工学衛生管理者、各作業主任者等の方から選任していただくほか、**選任できない場合**は通達で定めるカリキュラムによった「保護具着用管理責任者教育」を受講した者から選任しなければならないとされています。また、**保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者として選任を受けた方**についても、同教育を受講することが望ましいとされています。

なお、本研修は清水労働基準協会との合同開催となりますので、受講者が多くなることが予想されます。早めの申し込みをお願い致します。

静岡労働基準協会

記

１．講習日程等

講 習 時 間	講 習 会 場
９：00～ 17：00	静岡市東部勤労者福祉センター 清水テルサ 〒420-0853 静岡市清水区島崎町 223

※駐車場は、周辺の有料駐車場を各自でご利用ください。

※開始時刻５分前までに受付けを済ませ着席のこと。

２．受　講　料（テキスト代及び消費税を含む）

協会会員	１２，０００円	非 会 員	１３，０００円

３．講習カリキュラム（計６時間）

(1) 保護具着用管理	0.5 時間（30 分）
(2) 保護具に関す知識	3 時間（180 分）
(3) 労働災害の防止に関する知識	1 時間（ 60 分）
(4) 関係法令	0.5 時間（30 分）
(5) 保護具の使用方法等	1 時間（ 60 分）

４．受講申込み手続きの手順

（1）事務局に電話して、受講者の空き状況を確認してください。（TEL 054-253-7067）
※電話での予約は受付けていませんのでご注意ください。
（2）受講申込書を作成し、開始日二週間前までに FAX で送付してください。（TEL 054-253-7613）
※FAX の到着順に仮受付けします。
事務所への持参や郵送でも構いませんが、申込書が到着した順に仮登録します。
※外国籍の方は、受講者氏名欄に在留カードに記載されている氏名を記入してください。
※個人情報ですので、送付先の間違いが無いようご注意ください。
（3）事務局より、仮受付けした旨を折り返し FAX でお送りします。
※受講料支払い方法の他必要な手続きが書かれています。
（4）受講票は、受講料の入金確認後に事務局から受講票が発行され、本受付けが終了します。
イ．受講料を事務所に持参いただいた場合、その場で受講票をお渡しします。
※返信用封筒及び切手の送付は不要です。
ロ．振込みを利用される場合、お送りいただいた返信用封筒に受講票を入れて返送します。
（5）受講キャンセル及び受講者の変更は、講習会開始日の 7 日前までに事務局までご連絡ください。キャンセルの場合、7 日前まであれば送金手数料を引いてお返しします。

5．講習会当日の本人確認について

講習会当日受付で本人確認を行いますので、以下のいずれかを提示してください。

［自動車運転免許証、健康保険被保険者証、マイナンバーカード、在留カード、学生証など公的機関の発効した物。］

6．修了証の交付　講習修了者には、当日講習会終了後「修了証」を交付します。

7．携行品　受講票、筆記用具、不織布マスク
昼食（近隣の食堂及びコンビニ等が利用できます。）
※テキストは当日会場でお渡しします。

8．受講申し込み、お問い合わせは

静　岡　労　働　基　準　協　会
静岡市葵区鷹匠 3 丁目 1-20
サンパレス鷹匠 102 号
TEL　０５４－２５３－７０６７
FAX　０５４－２５３－７６１３